

全国大学ゴルフ指導者研究会広告掲載規程（内規）

2021年3月15日総会制定

（趣旨）

第1条 この規則は、全国大学ゴルフ指導者研究会（以下、「本会」という。）が刊行する会誌、講演論文集、出版物、ホームページ、その他広告掲載可能物等を広告媒体として民間企業等の広告を掲載する取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

（広告媒体）

第2条 この規則において広告を掲載することができるもの（以下「広告媒体」という。）とは、次に掲げるものとする。

- (1) 「本会」が刊行する会誌、講演論文集、出版物及び印刷物
- (2) 「本会」のホームページ
- (3) その他、「本会」が広告の掲載が可能であると会長が認めるもの

（広告掲載の基本的な考え方）

第3条 広告媒体に掲載する広告は、「本会」の品位を損なわない、掲載にふさわしい体様のものでなければならない。また、広告媒体と掲載する内容及びデザインとの調和に配慮するものとし、次の各号のいずれかに該当するものは、広告媒体に広告掲載しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの（取扱商品等の性質上、消費者とのトラブルが想定されるものを含む）
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあるもの
- (3) 政治性及び宗教性のあるもの
- (4) 個人又は団体の意見広告及び名刺広告に関するもの
- (5) 社会問題に関する主義主張及び係争中の声明広告に関するもの
- (6) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (7) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (8) 求人広告に関するもの
- (9) 代表者等（法人にあっては、非常勤を含む役員等及び経営に事実上参加している者）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団に属し、又はそれらの利益となる行動を行うものであるものが、掲載しようとするもの
- (10) 「本会」の目的「大学におけるゴルフ教育の充実と発展に寄与する」ことに広告媒体に掲載する広告として不適當であるもの

2 他のウェブサイトを集約し、その情報を第三者に提供することを主たる目的とするウェブサイトで、この規則に反する内容を取扱うウェブサイトが第三者に斡旋し、又は紹介しているウェブサイトの広告掲載は行わない。

（広告掲載の申し込み）

第4条 広告掲載依頼者は、広告掲載申請書（別記様式第1号）に会社概要、掲載しようとする広告の版下原稿及び図案を添えて「本会」事務局に申請するものとする。

2 広告申請及び修正等にかかった経費は広告主が負担するものとする。

(広告掲載の決定等)

第5条 事務局長は前条の広告掲載の申請があった場合、会長に広告掲載審査会の招集を願い、会長は速やかに広告審査会を開催し、第3条の規定に基づき審査し掲載の可否を決定し、広告掲載依頼者に広告掲載決定通知書(別記様式第2号)により通知するものとする。

2 会長は第1項の規定により提出された広告原稿の内容が第3条の規定に反すると判断した場合は、広告主に修正又は削除を求めることができる。

(広告審査会)

第6条 会長は広告審査会を副会長、理事長、事務局長及び理事、会員より適当と認めた若干名を招集して開催する。

(広告主の責任等)

第7条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

2 広告主は、当該広告の内容が第三者の権利を侵害するものではないこと及び当該広告の内容に係る財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、「本会」に対して保証するものとする。

3 広告掲載に関連して「本会」が被害を被った場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

4 第三者から、広告掲載に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

5 広告掲載にかかる費用は、広告主が負担するものとする。

6 広告掲載期間の満了又は広告掲載の取消に伴い、原状回復等の必要が生じたときは、その費用は広告主が負担するものとする。

(広告の規格及び掲載料等)

第8条 広告の規格及び掲載料は、別表のとおりとする。ただし、規格又は掲載スペースが別表に該当しない広告である場合の掲載料は、広告主と協議の上、決定する。

2 理事会において、広告が「本会」の目的「大学におけるゴルフ教育の充実と発展に寄与する」及び「本会」に必要と認めた場合は、広告主と協議の上、広告掲載料を徴収しないことができる。

[別表]

規 格	掲 載 料 (税込)
A4 版半面/白黒刷り	10,000 円
A4 版全面/白黒刷り	20,000 円
A4 版半面/多色刷り	15,000 円
A4 版全面/多色刷り	30,000 円

(広告掲載料の納入等)

第9条 広告掲載料は、通知書に記載された期日までに「本会」が発行する請求書により一括又は分割して納入するものとする。

2 既納の広告掲載料は、返還しない。ただし、天災事変その他広告主の責に帰さない事由により広告掲載ができなかったとき又は次条第1項第1号の事由により広告掲載を取り

消したときは、その一部又は全部を返還することができる。

(広告掲載の取消)

第 10 条 会長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、広告掲載を取り消すことができる。

(1) 広告主から、通知書に記載された期日までに正当な理由により、広告掲載取消申出書(別記様式第 3 号)により申出があったとき。

(2) この規則に違反したとき。

(3) その他会長が広告掲載することが不適切と認めたとき。

(事務)

第 11 条 広告掲載に関する事務は、「本会」事務局において処理する。

第 12 条 この規則に定めるもののほか、広告掲載する場合の取扱いに関し必要な事項は別に定める。

附則

1. 本規程(内規)は 2021 年 3 月 15 日より実施する